

東日本ユニオン よこはま

J R 東日本労働組合
横 浜 地 方 本 部
発行者/小清水和彦

申第 7 号「触車事故防止に向けた安全対策に関する緊急申し入れ」の団体交渉を開催！

1. 線路内落とし物拾得作業を行う際は、関係する列車を抑止すること。

《回答》触車事故防止手引及び通達に基づき対応しているところである。

組合：今回の事象後、全社において触車事故防止手引きの変更点はあるのか。

会社：横浜支社のみ「覗き込まないこと」「間合いの打合せ」を追加した。

組合：今は見通し距離があっても抑止で良いか。

会社：すべての駅が抑止で行っている。

組合：全駅で抑止に変えた理由は何故か。

会社：通達の中には「見張り員による拾得作業は可能」と記載されているが、支社と現場とで話し合い抑止に変えた。

組合：抑止に変えた通達がなければ、再度同じことが起きる。期限を設けるべきではない。

会社：期限を設けずに抑止を行っていく。

組合：現場から見張り員体制でも可能という声を無くしていくべく、支社がリーダーシップをとり現場に指導すべきである。また、全面抑止を全社的に広げていくべきだ。

会社：現場へは支社が先頭に立って指導していく。また本社へも話していく。

多くの点で認識の一致がはかることが出来たが、事象が起きてからの対策である。支社として「抑止」体制を拡げることがを要請！

2. 線路内落とし物拾得作業に時間が掛かることをお客さまに周知すること。

《回答》必要な周知は実施している。

組合：お客さまへ電車を止めてから拾得作業を行うことを継続的に周知して行くべきだ。

会社：継続的にお客さまへ周知をしていく。

**私たちは、職場で働く組合員・社員の
安全に対して妥協を許さず取り組んでいきます！**